



令和7年2月27日

飯豊町議会議長 菅野富士雄様

飯豊町議会議員政治倫理審査会  
委員長 舟山政男



### 審査結果報告書

本審査会に付託された事案について、飯豊町議会議員政治倫理審査会の設置及び運営に関する規程第4条に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

1 審査対象議員の氏名

松山和好議員

2 審査請求の対象となった事由の該当条項

飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号

3 審査請求の事由

対象議員は、町長選挙期間中にラインを利用し、事実が伴わない町政に関する虚偽の文章や、町民、相手候補者、町内事業者、議員への誹謗中傷にあたる内容の文章を送付した行動があった。ラインによる誹謗中傷や偽情報拡散が社会問題になっている今日、議員である立場にも関わらず、自ら根拠に欠ける情報を発信し、その内容が町民の不安や混乱を招き、町民の信頼に反する行為にあたる行動であるとし、飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号の規定に違反する疑いが思料されるため。

4 審査結果 別紙 審査会審査結果報告書のとおり

5 審査会意見 「文書による警告相当である」と判断する。

飯豊町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

はじめに

飯豊町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、令和6年12月6日付で飯議発第134号により議長から審査付託を受け、関係者からの意見聴取を行い、審査請求があった事項が、審査の請求の適否及び政治倫理基準に違反するか否かについて慎重に審査を行ったこれまでの経過について報告する。

1. 審査対象議員

松山 和好 議員

2. 審査会委員（6名）

委員長 舟山 政男

副委員長 遠藤 芳昭

委員 屋嶋 雅一

高橋 勝

遠藤 純雄

島貫 寿雄

3. 審査請求内容

令和6年12月3日付で、高橋亨一議員、横山清彦議員から次の内容により飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号に違反する疑いがあるとし、菅野富士雄議長に対し審査請求がなされ、議長から審査付託があった。

審査付託内容

当該議員は、町長選挙期間中にラインを利用し文章を拡散した行動があった。内容は、事実が伴わない町政に関する虚偽の文章や町民、相手候補者、町内事業者、議員への誹謗中傷にあたる内容である。ラインによる誹謗中傷や偽情報拡散が社会問題になっている今日、議員である立場にも関わらず、自ら根拠に欠ける情報を発信し、その内容が町民の不安や混乱を招き、町民の信頼に反する行為にあたる行動である。

これらが飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号の規定に違反する疑いが思料されるため、審査請求を行うものである。

4. 審査会の経過

11月5日	議会運営委員会	<p>議長から、当該議員の行為について、飯豊町議会議員政治倫理条例（以下、「倫理条例」という）に抵触する疑いがあるのではないかと議会運営委員会に提示があった。</p> <p>内容は、議長宛に当該議員からメールがあり、選挙期間中に当該議員が町民宛に送ったラインについての謝罪の件であった。しかし、一方で送られたラインの文章中に事実反することや議員や相手候補等に対する文言があり、それを見た住民からその内容や行為について、議員らしからぬ行為であると議員の倫理に不信感を持ち、議長や他議員宛に連絡もあった。</p> <p>議会運営委員会では、倫理条例に抵触する疑いがあるため、全員協議会でこの案件の取り扱いについて議題とすることを決定</p>
-------	---------	--

		した。 事務局にラインの内容の提供を受ける（差出人は匿名）
11月29日	全員協議会	議長から、当該議員の行為について、また、住民から提供のあったラインの文章を提示し、倫理条例に抵触する疑いがあるため、取り扱いについて諮られた。 ○当該議員は退席 ○選挙期間中に議員の立場で、根拠のない文言、住民、相手候補、議員に対して誹謗中傷をしており、この行為は倫理条例に抵触していると考えられる。 ○審査会を設置し、政治倫理基準に抵触する行為であるか否かの審査の必要がある。
11月29日	議会運営委員会	当該議員が、倫理条例に抵触している恐れがあるため、審査が必要であるとし、審査会の設置について確認する。
12月3日	審査請求受理	倫理条例第3条第1項の政治倫理基準に抵触する疑いがあることから2名の議員から議長に対し書面で審査の請求が提出され、同日、議長が受理した。
12月5日	議会運営委員会	議長から審査請求があったことの報告と審査会の委員6名を選出し、その後、審査会へ出席依頼を委員に通知する。
12月6日	第1回審査会 公開	<b>◎委員長・副委員長を互選し、審査請求の適否の協議及び審査会の流れと当該議員へ通知と出席依頼について取りまとめ</b> ○委員長：舟山政男 副委員長：遠藤芳昭 ○確認事項 ・審査請求については適するものとする。 (次回開催は12月10日日本会議終了後～)
12月9日		当該議員への審査会の設置の通知文と出席依頼を当該議員に文書を手渡し、メール及び電話で連絡
12月10日	第2回審査会 公開	<b>◎当該議員が出席し、本人が発信したラインの文章に相違ないか確認</b> <b>◎ラインの文章について、政治倫理基準に抵触するか検証する。</b> ○確認事項 ・当該議員が作成し、ライン上やりとりのあった方に配信したことに間違いはない。 ・ライン文章中の根拠のない文言について真偽を明らかにするため、質問状を作成し、当該議員へ回答を依頼する。 各委員作成し、メールで提出12/13 (次回開催は12月18日9:00～)
12月18日	第3回審査会 公開	<b>◎質問状作成について</b> ・委員5名より質問の提出 ・質問の内容について意見交換 ○確認事項 正副委員長に質問状の精査を委任する。
12月23日		正副委員長で質問状の精査を行う。 各委員に質問状(案)をメールで送付し、12/24まで追加修正について依頼する。
12月24日		各委員から特に追加修正はなし

12月25日		<p>当該議員への質問状を議会事務局長より手渡し</p> <p>○質問状の主な内容</p> <p>下記の文言に関して、根拠と説明を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育学校統合をストップする。</li> <li>・候補者が専門職大学の学生募集の停止を決定したと言っている。</li> <li>・候補者がきっぱり電池バレー関連と手を切ると明言したこと</li> <li>・「金とシガラミ」で選挙を行っていること</li> <li>・前町長の選挙妨害が怖くて、候補者についていること</li> </ul>
1月6日		当該議員が回答を議会事務局へ持参
1月8日	第4回審査会 公開	<p><b>◎回答に対しての協議</b></p> <p>○確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該議員からの回答の送付はあったものの、質問状に対する回答は得られなかったため、今後の対応について協議</li> <li>・正副委員長で回答に応じてもらうよう、当該議員に直接面談の場を設け、再度提出を依頼する。</li> </ul>
1月10日		出席依頼を委員長より手渡し
1月17日	質問事項手渡し	<p><b>◎正副委員長から質問状の回答再依頼と経過説明</b></p> <p>○当該議員からの主な発言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月25日の質問は、誰が何のため、どういうことがあってこういう質問するに至ったのかも記入してもらいたい。</li> <li>・審査会での質問状を依頼したということだが答えられない権利もある。</li> <li>・ラインの文章は、個人宛に送ったものであり、どこから入手したのか。入手先を聞きたい。</li> </ul> <p>○正副委員長から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の総意で質問状を送付している。回答できるところはしてもらうよう協力依頼</li> <li>・審査会の現状と今後の流れを説明</li> </ul>
1月20日		当該議員が回答を議会事務局へ持参
1月31日	第5回審査会 公開	<p><b>◎1/17の正副委員長との面談の経過と今後の対応について協議</b></p> <p>○確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該議員からの回答の送付はあったものの、質問状に対する回答は再度得られなかったため、当該議員には文書で回答ではなく出席依頼し、委員長より審査会の趣旨を再度伝えた上で、口頭で回答してもらうこととした。</li> </ul> <p>(次回開催は2月5日9:00～)</p>
2月3日		出席依頼を委員長より手渡し
2月5日	第6回審査会 公開	<p><b>◎当該議員が出席、本人の陳述と質疑</b></p> <p>○当該議員から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答は文書のとおり、それ以上でもなく、それ以下でもない。反論もない。皆さんの良心にしたがって判断してください。</li> <li>・私の方針は変わらないので書いたものに対して変化はない。</li> </ul> <p>○質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電池バレーと手を切るというのはどのようなことから書い</li> </ul>

		<p>ているのか</p> <p>→ 選挙中の発言「見直し白紙撤回」をそのようにとらえた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金とシガラミの「金」とはいったい何を指しているのか</li> <li>→ 金というのは仕事の指名のこと</li> <li>・前町長の選挙妨害が怖くて、相手陣営についているという根拠はなにか</li> <li>→ 前町長の発言からそのように想像した。文章の表現不足であった。該当しない方は、詳しく明記したい。</li> <li>・新聞で、「一部不適切な発言があった」発言していたが謝罪メールも含めて、不適切な言葉だったと考えているのか</li> <li>→ 不適切な発言に当てはまらない方に対して言った。</li> </ul> <p>○確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査に対しての各委員の考えを文書でまとめて、2/10 まで事務局に提出。</li> <li>・議会だよりで、町民に説明するために審査会の報告書を掲載する。ホームページでも公開する。</li> </ul> <p>(次回開催は2月17日9:00～)</p>
2月17日	第7回審査会 公開	<p><b>◎審査結果のとりまとめ</b></p> <p>○事務局からこれまでの経過説明</p> <p>○各委員の書面での審査結果報告を受け、委員の意見が「飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号」の規定に違反しており、文書による警告の措置を講ずるよう求めている意見が多数であり、この内容に決定した。</p> <p>○議会の場において謝罪とラインを送信した方全員に「不適切部分の訂正と謝罪の意」を伝えるよう求めるべきではないかと意見も出されたが、報告書を議長に提出し、措置がなされるため、審査会としては審査の結果を伝えるべきであり、必要がないという意見が多数であった。</p> <p>○委員長と副委員長が報告書をまとめて後日議長に提出することとした。</p>

## 5. 審査結果

本審査会は、付託された案件について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

### (1) 審査請求の適否について

令和6年12月3日に提出された審査請求の内容は適当であると認める。

### (2) 審査の結果について

下記の理由から、飯豊町政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号の政治倫理基準に違反していると判断する。

- ① 第2回審査会に当該議員が出席した際、本人が発信したラインの文章に相違ないか確認したところラインの文章は本人が書いたものであることは認めている。
- ② 審査会において質問状を当該議員へ2回依頼し、回答を求めたが質問状に対する回答はいずれもなく、審査会のあり方への意見書がその都度2回提出された。

そこで、2回の質問状への明確な回答はないものの、当該議員が書いた文章に相違ないと認めているため、本人がラインを発信したものとして審査を進めることとし、ラインの文章について政治倫理基準違反に該当するか審査を行った。

ア、「候補者は、きっぱりと電池バレーと手を切ると明言した」

→ 明言はしておらず、区切りをつけると表現している。私見を交えた文言であり、正確な情報ではない。

イ、「候補者には、ほとんどすべての町内会関係役員、町内の事業者、それに町会議員がついています。金とシガラミでついている。」

→ 公の立場のある者があたかも自分の利権のみで応援しているような表現であり、また、「金」という表現については、住民に不正の疑惑を与えるような不適切な文言である。また、候補者及び住民、議員を誹謗中傷するような文言にとらえられる。

ウ、「前町長の選挙妨害が怖くて、候補者陣営についている」

→ 内容は、事実無根であり、議員に対して誹謗中傷する文言にとらえられる。

③ 第6回審査会の質疑の折に、内容を確認したところ「思い込み」「想像した」「表現不足だった」との回答があり、前段②のア〜ウについては、不正確な情報を発信していると考えられる。

④ ラインを何人にどのような方に送信したかは回答がなく、不明であるものの、ラインの文章は議員も目にしており、直接送られた人以外にも拡散されている事実もあった。このように、スマートフォンを使用した情報の伝達は、扱いも手軽で簡単なため、当事者が知らないうちに、他人に送信されてている場合もあり、選挙中の議員の行動としては、いさかか配慮が欠けていた。

### (3) 審査会意見

議員の立場で、ラインアプリを使用し不正確な情報及び不適格な発言を選挙中であるのにも関わらず、発信したことは町民の不安や混乱を招き、町民の信頼に反する行動であり、且つ、候補者及び住民、議員を誹謗中傷するような文言についても含まれていることから、飯豊町政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号の政治倫理基準に違反しているとし、「文書による警告相当である」と判断した。

参考：飯豊町議会議員政治倫理条例～抜粋～

(政治倫理基準)

第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）並びに次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なう一切の行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(7) 議員としての地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、不快を感じる性的な行動及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと